

旭川医科大学情報基盤センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学情報基盤センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報基盤センター規程（平成16年旭医大達第81号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(目的) 第2条 センターは、 <u>本学における教育，研究，診療及び大学運営を支える情報システム及び情報基盤の整備，管理運用並びに情報ガバナンスの推進を通じて，本学の教育研究活動，診療活動及び大学運営の高度化に資する</u> ことを目的とする。	(目的) 第2条 センターは、 <u>センターの情報処理システム，情報通信システム等（以下「情報システム」という。）を管理運用し，本学における教育研究，その他の業務のため共同利用に供することにより，情報処理の円滑かつ効率的な推進を図る</u> ことを目的とする。
(業務) 第3条 センターは，次に掲げる業務を行う。 (1) <u>本学の情報システムに係る企画，整備，標準化及びガバナンスの推進に関すること。</u> (2) <u>情報技術の活用による教育，研究，診療及び大学運営の高度化に関すること。</u> (3) <u>本学における情報資産及び学術情報の管理並びに利活用に関すること。</u> (4) 学内LANの維持・管理及び学内外の情報通信に関すること。 (5) 情報システムの研究開発及び技術指導に関すること。	(業務) 第3条 センターは，次に掲げる業務を行う。 (1) <u>情報システムの管理運用に関すること。</u> (2) <u>情報システムを利用した教育研究，その他業務の支援に関すること。</u> (3) <u>データベースの整備活用及び学術情報の提供に関すること。</u> (4) 学内LANの維持・管理及び学内外の情報通信に関すること。 (5) 情報システムの研究開発及び技術指導に関すること。

(6) 本学における情報セキュリティ及び情報資産管理に関する企画、統括及び推進に関すること。（新設）

(7) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。
（職員）

第4条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長（新設）

(3) 情報処理に関する研究及び教育担当教員

(4) その他必要な職員

2 センター長は、センター専任の教授又は准教授をもって充て、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、本学の専任の教授、准教授又は講師のうちからセンター長の推薦に基づき学長が指名する者をもって充て、センター長を補佐する。（新設）

4 センター長に事故があるときは、学長が指名する副センター長がその職務を代行する。（新設）

5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。（新設）

（運営委員会）

第5条 （略）

（CSIRT）

第6条 センターに情報セキュリティインシデント対応のため、情報セキュリティインシデント対策チーム（Computer Security Incident Response Team）（以下「CSIRT」という。）を置く。（新設）

2 CSIRTの組織及び運営については、別に定める。（新設）

第7条・第8条（略）

(6) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。
（職員）

第4条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 情報処理に関する研究及び教育担当教員

(3) その他必要な職員

2 センター長は、本学の教授をもって充て、センターの業務を掌理する。

（運営委員会）

第5条 （略）

第6条・第7条（略）

附 則

1 この規程は、令和8年12月1日から施行する。

2 旭川医科大学情報基盤センター長選考基準に関する規程（平成16年旭医大達第83号）は廃止する。

【改正理由】

本学の情報管理体制の強化を目的とした組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。